



# 防災



## 防災

### 防災

#### 自主防災組織の結成

災害時、被害を最小限に食い止めるためには、地域ぐるみで助け合うことが必要となります。「自分の命・自分の町は自分で守る」を合言葉に自治会単位で「自主防災組織」を結成し、火災等の災害に備えましょう。

自主防災組織が結成されれば、役場から消火器、ヘルメット、レスキュークリップ、救急箱の資機材を交付させていただきます。また、活動等にかかった費用の補助として年一回補助金を下記のとおり交付しています。

補助対象経費の種類	補助金
(1) 防災資機材等の整備	上限40万円 (避難対策ワークショップ等を実施した場合に限ります。)
(2) 地域の防災活動、資機材、各種訓練、講習会等	補助対象は実際に要した費用で上限は下記のとおりです。 ①加入世帯数が100未満の自主防災組織 20,000円 ②加入世帯数が100以上200未満の自主防災組織 30,000円 ③加入世帯数が200以上300未満の自主防災組織 40,000円 ④加入世帯数が300以上の自主防災組織 50,000円
(3) 防災士の育成に要した費用	交通費等を除く、実際に要した費用が対象です。 (防災士の資格を取得した場合のみ)

#### 大災害に備えて

南海トラフ巨大地震はいつ起こってもおかしくないと言われています。このような大災害は、家族が一緒にいるときに起こることは限りません。東日本大震災では、家族を探しに家に戻り、津波の被害に遭われた方がいます。このような被害を出さないために、災害発生時の避難先、連絡方法等を家族で話し合っておきましょう。

#### 非常時持出品

水や電気、ガスの供給停止、食料品や日用品の入手困難といった最悪の事態を考え、3日間しのげる物を備えておきましょう。また、すぐに持ち出せるようにリュックサック等にまとめ、分かりやすい場所に置いておきましょう。

##### ◆非常食

飲料水、乾パン、缶詰類、インスタントラーメン、ビスケット等

##### ◆日用品類

衣類、毛布、タオル、カッパ、懐中電灯、電池、ラジオ、医薬品類、マッチ、ろうそく、携帯用充電器等

##### ◆その他

現金、貴重品(預金通帳、印鑑、証書類)

問 総務課 地域防災係 ☎63-2525(内線232)

#### 防災行政無線

緊急地震速報や災害時の情報伝達手段として、防災行政無線を整備しています。また、各ご家庭に防災行政無線からの情報を受信することができる防災ラジオを配布していますので、防災ラジオを持っていない方や新たに転入してきた方は総務課へ申請してください。

防災ラジオが正常に作動しているか点検する目的で11時と17時にチャイムを鳴らしています。放送が流れない、聞き取りにくいといった状況であれば、総務課へご連絡ください。なお、防災ラジオは非常電源として乾電池を入れ、定期的に交換しましょう。

#### 災害伝言ダイヤル(171)

NTTのサービスで、被災地の方の安否情報を伝えることができるサービスです。

[171]及び[<https://www.web171.jp>]では「自宅の電話番号」を入力することで、伝言を入力したり、伝言内容を確認できます。

毎月1日、15日、防災週間(8月30日から9月5日)、防災とボランティア週間(1月15日から1月21日)、正月三が日では実際に体験できます。

※通話料がかかります。

#### 湯浅町家具転倒防止器具設置事業

地震により家具が転倒した際の逃げ遅れや怪我を防止するために65歳以上の高齢者、または身体・知的・精神障がい者の方がいる世帯を対象に無償で家具固定のための器具を設置する、【湯浅町家具転倒防止器具設置事業】を実施しています。

安心して生活できる環境を整備します。なお、過去にこの事業を実施した世帯は対象外となります。まずは総務課までご相談ください。

##### ◆対象世帯

①65歳以上がいる世帯

②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保険福祉手帳のいずれかの交付を受けている方がいる世帯

#### 湯浅町ブロック塀等耐震対策事業

地震等でブロック塀が倒壊して避難路をふさいだり、倒れてきたブロック塀でケガをする为了避免ため、道路に面したブロック塀等(レンガ造りや石造りの塀も含みます)を対象にブロック塀等の撤去や改善、補強のためにかかった費用の1/2(上限10万円)を補助する【湯浅町ブロック塀等耐震対策事業】を実施しています。

申請前に工事を実施した場合、補助対象外となります。まずは総務課までご相談ください。